

本校の教育目標

人間の尊厳を重んじ、真理と平和を求めて協働する、心身ともに健康な自主自律の青年を育成する。

生徒諸君への願望

-在学中重んじて欲しいこと-

- (1) 旺盛な意欲をもって真理を探究しよう。
- (2) 豊かな感性の持ち主になろう。
- (3) 強い身体をつくり、不屈の精神力を養おう。
- (4) 自主性・主体性を身につけよう。
- (5) 仲間と連帯し、平和と民主主義を大切にしよう。
- (6) 社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動がとれるようにしよう。

学期、休業、日課

1. 年間を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日～8月31日

第2学期 9月1日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

2. 休業日は次の通りとする。

土曜、日曜、国民の祝日・休日、都民の日、特に学校が定めた日

春季休業（3月26日～4月5日）

夏季休業（7月21日～8月31日）

冬季休業（12月26日～1月7日）

3. 日 課

8 : 30	予	鈴
8 : 40	第 1	時 限
9 : 30		
9 : 40	第 2	時 限
10 : 30		
10 : 40	第 3	時 限
11 : 30		
11 : 40	第 4	時 限
12 : 30		
13 : 10	予	鈴
13 : 15	第 5	時 限
14 : 05		
14 : 15	第 6	時 限
15 : 05		
終礼清掃は4時限後 または6時限後		

4. 交通機関の不通又は荒天時の登校に関する対応について

(1) 通学に使用している交通機関が不通のため登校できない場合

- ① 他の経路・方法で登校できる場合は、安全に十分に注意して登校する。
- ② 他の経路・方法で登校できない場合は、運転が再開され次第、安全に十分注意して登校する。
- ③ 午前11時の時点で、運転が再開されない場合は、自宅学習とする。
- ④ 上記①～③による遅刻・欠席・欠課については、出席扱いとする。

(2) 台風等で特別警報又は警報が発令された場合

- ① 気象庁より、基準時刻において、「練馬区」に「大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの警報または、大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報（以下、「警報」と表記）」が発令されている場合、生徒の登校は以下のとおりとする。（注意報は対象としない）
 - ア 午前7時までに「警報」が解除された場合は、平常通り登校とする。
 - イ 午前9時までに「警報」が解除された場合は、午前10時30分登校とする。
 - ウ 午前11時までに「警報」が解除された

場合は、午後1時05分登校とする。

エ 午前11時までに「警報」が解除されていない場合は、全日休校とする。

② 「練馬区」にいずれの「警報」も発令されていなくても、居住している地区で「警報」が発令されている場合は、各自安全に十分に注意して、可能な範囲で登校すること。

③ 「練馬区」にいずれの「警報」も発令されていないが、申請してある通学に使用している交通機関が不通のため登校できない場合

ア 他の経路・方法で登校できる場合は、安全に十分注意して登校する。

イ 他の経路・方法で登校できない場合は、運転が再開され次第、安全に十分に注意して登校する。

ウ 午前11時の時点で、運転が再開されない場合は、自宅学習とする。

エ 上記のア～ウの理由による遅刻・欠席・欠課については、出席扱いとする。

④ 「竜巻注意情報」が発令されている場合は、その地域の気象情報に注意し身の安全を守りながら登下校すること。

⑤ 午前7時以降に警報が発令された場合は、気象情報をみて学校長が判断する。

進級及び卒業に関する規定

1 履修の条件

欠席時数が標準時数（1単位1年間35時間とする）の4分の1以下であること。
授業時間の1/3以上参加できないとき「欠席」とする。遅刻は3回で「欠席1時間」として扱う。

2 修得の条件

履修した科目の5段階評定が2以上あること。（評定1の場合は履修のみで、単位は未修得となる）

3 履修すべき科目

学校で必修科目として定めたもの（教育課程の表を参照のこと）

4 進級及び卒業について

① 進級するためには

- ① 各学年で出席日数が授業日数の2/3以上であること。
- ② 各学年でホームルーム活動並びに学校行事・生徒会活動などの特別活動の成果がその目標からみて満足できること。
- ③ 第1学年で必要な単位を履修・修得した場合に、第2学年に進級できる。
- ④ 第2学年で必要な単位を履修・修得した場合に、第3学年に進級できる。

② 卒業するためには

- ① 第3学年の出席日数が授業日数の2/3以上であること。
- ② 第3学年でホームルーム活動並びに学校行事・生徒会活動などの特別活動の成果がその目標からみて満足できること。
- ③ 必要なすべての単位を履修・修得した場合卒業を認める。

図書館利用規定

- 1 開館時間 午前8時40分から午後4時50分まで。
- 休館日 学校の休業日、全校生徒参加行事のある日、蔵書点検の日。
- 2 貸出 貸出は、開館日に行う。
貸出冊数と期間 1人20冊2週間以内
- 貸出の手続
- (1) 借りたい本をカウンターまで持っていき、学年、クラス、氏名を言う。
 - (2) 必ず貸出手続をしてから館外に持ち出す。
- 3 返却の手続 係員に渡す。閉館のときは、入口にあるブックポストに入れる。
- 4 雑誌の貸出 雑誌の最新号は貸し出さないが、バックナンバーは、一般図書と同じく貸出する。
- 5 延長 期間内に読み終わらないときは、引き続き貸出を受けることができる（ただし延長は次の利用希望者がいない場合に限る）。
- 6 延滞
- (1) 返却予定日を過ぎても返却しな

- い場合は、「図書館の本を返してください！」という連絡票を出す。
- (2) 渡されたときは直ちに返却に来る。
 - (3) 延滞が続いた場合は、原則として本の貸出を禁止する。
- 6 リクエスト 購入希望の本がある人はカウンターにあるリクエストカードに記入して提出する。
- 7 予約 貸出中の本で、次に読みたい人は予約ができる。
- 8 調べもの 調べものは司書に相談することができる。
- 9 図書館利用上の諸注意
- (1) 自分勝手な行動で他人に迷惑をかけない。
 - (2) 本はていねいに取り扱い、書架に返すときは所定の所へきちんと戻す。
 - (3) 他の利用者が迷惑するので貸出期間は必ず守る。
 - (4) 本を紛失した場合は、原則として弁償する。

保健室の利用について

保健室では、皆さんが元気に楽しく高校生活を送れるよう、また卒業後も健康で幸せな大人になるよう、健康指導や健康相談を行っています。保健室は次のようなときに、利用してください。

1. 学校でケガをしたときや体調が悪いとき
 - 保健室での処置はあくまでも応急処置。その後治療が必要な場合は病院へ行くこと。
 - ベッドでの休養は、原則として1時間以内とする。1時間休んでも回復しない場合は早退すること。
 - 内服薬が必要な人は、自分で用意し管理すること。
2. 身体や病気について悩みごとや心配なことがあるとき隨時、受付。
3. 健康診断を受けたいとき
保健室には身長計、体重計、血圧計、体脂肪計などがある。休み時間や放課後は自由に利用できる。
4. 健康や病気について学習したいとき
保健室には健康や身体に関する本や、最新の医療情報を集めた資料、DVD教材がある。(貸し出しやランチョンセミナーを開催しているので、大いに利用してください)

保健室を利用するときのマナー

1. 授業中、保健室を利用したいときは、担任の先生か教科の先生に必ず連絡してから利用すること。(担任の先生や教科の先生に許可をもらって利用した場合でも、中学校とは違い、保健室にいた授業の時間は欠席となります)
2. 傷病人が休んでいるときは、静かに利用すること。
3. 薬品、器具、布団類は許可を得てから使用すること。

保健室利用カードについて

保健室を利用したときは、「保健室利用カード」を受け取り、担任の先生か教科の先生に見せること。

早退の手続きについて

ケガや体調不良で早退したいときは、自分の判断で帰宅しないこと。保健室で相談のうえ、早退が必要な場合は、「保健室利用カード」を担任の先生に見せてから、帰宅すること。

学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、登校できない期間となります。出席停止により休んだ期間は欠席にはなりません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第19条 抜粋)

病気の種類	出席停止の期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

感染症にかかった場合は授業開始前に連絡を

学校感染症の可能性があって欠席する場合は、授業開始時間前に学校へ連絡すること。
また、診断の結果についても速やかに連絡すること。医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなり再登校するときは、次の「学校感染症による欠席届」を担任に提出すること。

学校感染症による欠席届

東京都立練馬高等学校長 殿

年 氏名 _____

下記の疾患について、__月__日に医師の診断を受けました。

このため、__月__日から__月__日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

年 月 日

保護者名 _____ 印

医療機関で記入してもらってください

病 名：_____

出席停止期間：__年__月__日 ~ __年__月__日

医療機関名：_____

担当 医：_____

生徒心得

1. 一般

- 1 生徒は本校の教育方針と校訓に則り、生徒心得を守り、勉学修養に精進する。
- 2 生徒は敬愛の念にもとづき、互いに理解、協力して共学の実を挙げる。
- 3 態度、行動は高校生らしく明るく、正しく、礼儀を重んじ、高校生として、好ましくない場所には立入らない。
- 4 始業予鈴前までに登校する。放課後は特別の場合を除き17時までに下校する。
- 5 登校後は外出しない。やむを得ない場合は、諸届許可欄に記入し、学級担任の許可印を受けて外出する。無断外出は絶対しない。
- 6 授業中は常に厳肅な気持で學習し、学業に専念し決められた座席はみだりに変えない。
- 7 生徒手帳は必ず携行する。
- 8 次にあげる事項はあらかじめ、学級担任、生活指導部に届け出る。
 - (1) 本校生徒としての集会、グループ旅行などの企画実行。
 - (2) とくに認められているもの以外の新聞、雑誌、印刷物などの発行、配布。
 - (3) 校内外における署名、アンケート、金品の募集。

(4) とくに認められているもの以外の校外団体またはその行事への参加。

(5) その他、学校が認めているもの以外の事項。

2. 下校時間、居残り・部活動時間

1 次の場合はそれぞれ所定の願・届を担当教員の承認を得て生活指導部に提出する。所定の願・届用紙は職員室にある。

(1) 一般生徒は午後5時完全下校。

(2) 原則として午後5時以降の居残りは認めないが、特に居残りが必要な場合は「居残届」を提出する。

(3) 部活動を行う部は毎週月曜日の昼休み終了までにその週の活動予定を職員室に提出する。通常の活動は午後5時までとし、延長して行う場合はその終了時間と責任顧問を明確にする。

(4) 定期考查1週間前から考查終了までは部活動は禁止となる。但し、公式戦が近日予定されている場合は特別活動届を生活指導部に提出することにより活動できる。

3. 遺失物・拾得物・盗難・器物破損

1 各自の所持品には、必ず記名しておく。

2 貴重品の携行は避ける。やむを得ない場合には必ず身につけておくか、学級担任または関係教員にあずける。

3 金品を紛失したり、拾得した場合は、ただち

に遺失物係の教員に届け出る。

4 盗難にあった場合は、ただちに学級担任、生活指導部に届ける。

5 もし、あやまって校舎・校具を破損した場合は、担当教員・生活指導部に届け出る。

なお、明らかに故意と認められる場合には弁償させることがある。

4. 清掃

1 ホーム・ルームおよび分担区域の清掃を行う。

2 清掃が終われば、学級担任あるいは分担区域の管理責任者に連絡し、その承認を得たのち下校する。

3 清掃用具は所定の場所に整理し、破損・紛失の場合は、総務部に届け出る。

4 大掃除の場合は、別に指示する要項にもとづく。

5. 校内掲示

1 ホーム・ルーム内の掲示は、学級担任に届けて掲示する。

2 生徒会用の掲示板への掲示は生徒会総務の承認を得て掲示する。

3 ホーム・ルームおよび生徒会用の掲示板以外の掲示は生活指導部の承認を得て、定められた場所に掲示し掲示期間は原則として1週間以内とする。

4 掲示の用紙は、新聞紙大を限度とする。ただ

し、学校行事などで特例を設けることがある。

6. 諸届・願および様式

1 届

(1) 住所・氏名・保護者・保証人などの変更があった場合は、所定の用紙（事務室にある）に記入し、ただちに学級担任に届け出る。

(2) 欠席・遅刻・早退の場合は、生徒手帳の諸届欄に記入して、学級担任に届け出る。また、急に早退する場合は、連絡・証明欄に記入し、学級担任の許可印を受けて早退し、翌日保護者印を得て学級担任に見せる。なお、欠席の場合は電話あるいはその他の方法でかならず事前に学級担任に連絡し、無断欠席のないようとする。

(3) 欠席が1週間以上にわたる場合は所定の様式（様式1）にしたがい（病気による場合は医師の診断書をそえる）学級担任に届け出る。

(4) 忌引の場合は、生徒手帳の諸届欄に記入して、学級担任に届け出る。忌引日数は次の通りである。

イ 父母…………… 5日以内

ロ 兄弟姉妹・祖父母・おじ・おば 3日以内

*その他、都の規程に準ずる。

2 願

(1) 部活動等による公欠はあらかじめ所定の用紙（職員室にある）に記入し、関係教員・学

級担任の承認を得て教務部に提出する。

(進路関係の公欠は別途定める)

- (2) 休学を願い出る場合、または休学者が復学を願い出る場合には、所定の用紙（経営企画室にある）に記入し、学級担任に提出する。なお、休学の理由が病気の場合は医師の診断書をそえる。
- (3) 転学退学を願い出る場合は、所定の用紙（事務室にある）に記入し、学級担任に提出する。

〈様式1〉

欠席届

東京都立練馬高等学校 担任 殿
学年 組 番名
氏

1 期 間

2 理由

上記の通り欠席いたしますので（診断書をそえて）お届け致します。

年 月 日

保護者 氏 名 印

7. 自転車通学

- 1 自転車通学は生活指導部に届け出た生徒のみ許可される。交通安全を期し、校内では定められた場所に駐輪し、自転車には学校番号の記入されたシールをはり、記名・施錠を確実に励行する。
- 2 バイクおよび自動車による登下校及び制服着用での乗車は認めない。(同乗を含む)

8. 服 装

- 1 男子は、制服、白無地のワイシャツ、所定のネクタイを着用する。
- 2 女子は、制服、白無地のワイシャツまたはブラウス、所定のネクタイまたはリボンを着用する。
- 3 夏季（衣替えの時期は学校で定める）は、上着、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。ただし、上着を着用した場合は、ネクタイまたはリボン（女子）を着用する。夏季は白無地ワイシャツ（ブラウス）の他、半袖白無地開襟シャツまたは、半袖白無地ポロシャツを着用してもよい。
- 4 通常期間（夏季を除く期間）は男女ともセーター、カーディガンだけの登校は認めない。セーター・カーディガンは着用の際、ネクタイ・リボンがみえるVネック型のものとする。色に関しては、黒・紺・グレー・ベージュ・白・茶とする。

- 5 校内においては定められた上履きを用いる。体育館内は規定された体育館シューズを使用する。
- 6 やむを得ない事情で、所定外の服装をする場合は、生徒手帳の連絡欄にその旨記入し、学級担任の許可の上、異装届けを提出しなければならない。
- 7 頭髪は清潔に留意し、端正で自然な髪型・髪色とする。染色・脱色・エクステンションの装着や、特異な髪型（一部分の刈り上げ・ライン・段差のある髪型）、パーマ等の加工を禁止する。
- 8 装飾品の着用・化粧は認めない。

服装型見本

